

「地域から発想した地方自治制度について」  
(地域密着型地方自治制度研究会議の議論経過)

平成20年2月6日  
研究会議事務局

行政委員会制度についての研究(平成18年度)

《行政委員会の概要》

権限の集中や政治からの中立を保つなど、首長から一定の距離を置いた行政を進めるために設置される機関。

(例)教育委員会、選挙管理委員会、公安委員会 等

《議論の方向性》

行政委員会のうち、とりわけ教育委員会については、その役割も大きく、また、文部科学省からの縦系列での関与も大きい( )とされている。

このことから、研究会議として教育委員会に絞って、市町村・都道府県・国の役割分担や、地域の実情を反映できる教育制度の大まかな方向性について議論を進めた。

国の第28次地方制度調査会では、教育委員会の設置は選択できるようにすべきと答申している(国の中央教育審議会は選択制には否定的な答申を行っている)。

《メンバーの意見内容》

教育委員会の設置は自治体の選択に任せられるべきではないか?

(選択制を是とする意見)

- ・現実的に最終的な判断を行っているのは首長
- ・首長の政策において教育は切り離せるものではない
- ・教育委員会に代わる審議機関を首長部門に設ければ足りるのではないか
- ・合議制が故に責任体制が明確になっていない
- ・文科省のほうばかり見ていて、現場から乖離していると思われる

(その他の意見)

- ・学校教育だけは教育委員会とすべき
- ・市民が参加できるシステムを確立することこそが重要

《議論を踏まえた論点整理》

〔論点1〕教育委員会の必置規制の是非について

人づくりにつながる教育は、住民から公選で選ばれた首長の政策と密接であることから、一律的な必置規制によらず、地域の実情に応じて選択できるようにすることが望ましいのではないか

〔論点2〕教育に関する住民参加について

教育の意思決定の場に参加できる制度構築が必要ではないか

〔論点3〕教員人事権・学級編制権限などの学校教育制度のあり方

より地域に根ざした教育が可能となるよう、広域的な人事調整システム（例えば広域連合など）を担保した上で、教員人事権を市町村に位置づけることが望ましいのではないか

地域に根ざした人づくりを行うためには、基礎的な教育内容を確保した上で、地域の実情に応じた教育を行えるようにすることが望ましいのではないか

〔論点4〕生涯学習、社会教育、文化・スポーツ行政の改革

首長の地域づくり政策と密接であることから、長部局が担えるようにすることが望ましい。また、より住民に身近な市町村の地域づくりから発想した権限の配分とすることが望ましいのではないか

〔論点5〕市町村と市町村、市町村と都道府県の補完関係のあり方

（今後の議論に委ねることとした）

過剰関与問題について（平成18、19年度）

《過剰関与とは何か》

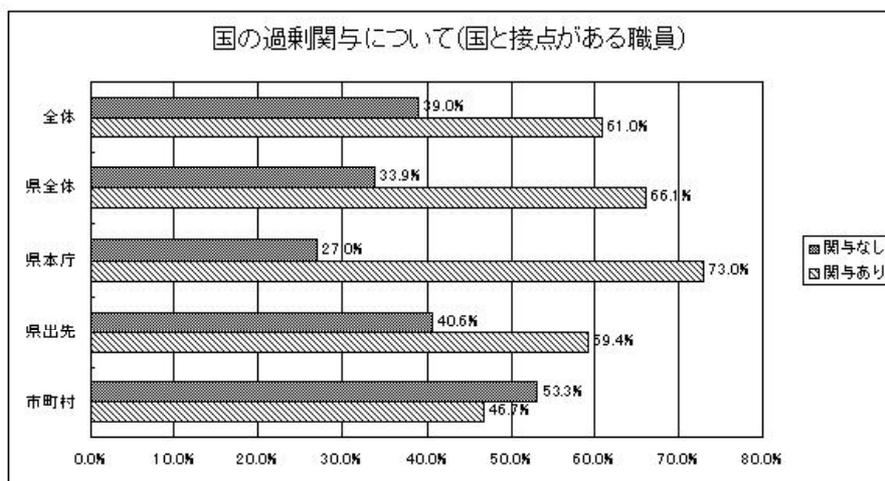
国が県や市町村に、または、県が市町村に行う関与（助言や勧告、許認可等）で、法令や条例上の根拠を持たなかったり、裁量を著しく妨げるようなもの。

《アンケート調査の実施》

平成18年10月上旬に市町村職員及び県職員を対象としたアンケートを実施し、500名を超える職員から回答を得た。

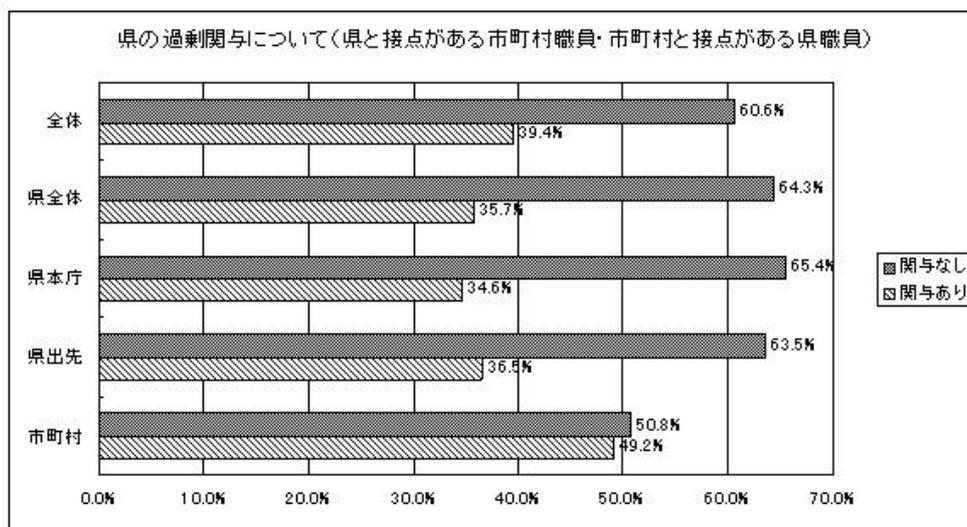
〔国の過剰関与に対する認識〕

国との接点があるとした職員346名中、国から何らかの過剰関与を受けていると感じている職員は61.0%にあたる211名であった。



### 〔県の過剰関与に対する認識〕

県との接点がある市町村職員及び市町村と接点がある県職員 4 6 2 名中、県の過剰関与があるとした職員は 3 9 . 4 % にあたる 1 8 2 名であった。



### 《議論を踏まえた論点整理》

#### 〔論点 1〕過剰関与はなぜ起きるのか

技術的助言及び勧告の拡大解釈が存在するのではないか。

アンケート結果では特に「根拠なく」「電話で」「何に使われるかも分からず」助言・勧告・資料の要求がなされているとの指摘。

補助金の存在が原因ではないか。

三位一体改革では補助金の廃止はわずかで、大半は縮小されただけであり、関与の余地が残された。

#### 〔論点 2〕義務づけと過剰関与

市町村は数多くの計画を策定しているが、これは法令条例に根拠を持つものばかりではなく、補助要綱等によって行われているものも多い。

過剰関与に位置づけて議論すべき問題。

### 《平成 1 9 年度の議論》

まずは県の過剰関与から改めるべきではないか。

分権改革を国に迫る地方の立場として、まずは県が行っている過剰な関与を撤廃していく必要がある。

### 《県職員アンケート調査の実施》

平成 19 年 12 月末～平成 20 年 1 月上旬に県職員を対象に実施。2,703 名回答（イントラネット環境にある職員の約半数ほど）

結果は別紙のとおり。

## 住民の視点からの地方分権情報の共有

地方分権に関する情報のほか、国・政府与党の動きが急速な「道州制」やそれを前提とした「基礎自治体の在り方論」についての住民の視点からの整理・共有を進めることとして、平成19年7月に「道州制のホームページ」を開設した。

<http://www.pref.fukushima.jp/jinji/omg/dosyusei/>（別紙に抜粋）

設置の趣旨：道州制は、将来の国と地方のあり方を決め、住民の暮らしにも深く関係する重要なテーマであり、県として様々な情報を広く提供する目的で設置。

## 《県職員アンケート調査の実施》

平成19年12月末～平成20年1月上旬に県職員を対象に実施。2,703名回答（イントラネット環境にある職員の約半数ほど）

結果は別紙のとおり。